

東播磨地域づくり活動応援事業

～令和8年度 補助のご案内～

一般枠・若者参画応援枠

地域団体による地域の活性化・課題解決のための取り組みを推進するため、活動経費の一部を補助します（同一内容の活動は3回まで）
※当事業は兵庫県議会において「令和8年度予算案」が議決されることが前提となります。

★ 募 集 期 間 ★
令和8年 4 月 1 日(水)～4月 22 日(水)

1 対象団体

(1)一般枠

次のア～キの要件をすべて満たす地域の団体
(要件)

- ア 東播磨地域の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること、または活動しようとしていること
- イ 規約や代表者を決めていること
- ウ 応募事業の実施にあたって実際に活動する構成員が5名以上いること
- エ 活動を行う地域住民が自由に参加可能であること
- オ 営利活動、宗教活動及び政治活動を主たる目的とした団体又は法人でないこと
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体又は法人でないこと
- キ その他、公共の福祉に反する活動を行う団体又は法人でないこと

(2)若者参画応援枠

上記ア～キの要件をすべて満たす地域の団体で、構成員に40歳未満の若者が半数以上参画している団体

なお、本事業に採択された場合は、「東播磨地域ビジョン 2050」で掲げる将来像の実現に向けた活動を行う団体である「東播磨地域ビジョン推進チーム」として登録させていただきます。
東播磨地域ビジョン 2050 はこちら



2 補助金額

(1)一般枠

1件あたり、上限20万円(補助額は万単位)
応募件数や審査結果により、不採択や希望額から減額の場合がありますのでご了承ください。

(2)若者参画応援枠

1件あたり、上限20万円の希望額(補助額は万単位)
5～10団体程度採択予定(採択されなかった団体についても、一般枠として審査をします)。

3 対象事業(一般枠・若者参画応援枠 共通)

- 次のア～オの要件をすべて満たす事業
(要件)
- ア 東播磨地域の活性化又は課題解決につながる、地域団体が主体となり実施する事業
 - イ 東播磨地域ビジョン 2050 の実現に向けた、以下の方向性のいずれかに該当する事業

取り組みの方向性	例
1 軽やかに動き、いきいきと暮らす	健康づくりへの意識向上、災害対策
2 ひとを育み、生きがい実感できる	出産・子育て支援、多様性を受容する社会づくり
3 伝統と文化が息づき、交流が広がる	伝統文化の継承、地域の魅力発信
4 人・もの・情報がつながり、元気にぎわう	地域活動への参画推進、デジタル技術の活用
5 自然を生かし、資源が循環する	農林水産物の地産地消、水辺環境の保全

- ウ SDGs(持続可能な開発目標)の推進に資する事業
- エ 補助対象経費の合計額が10万円以上の事業
- オ 令和8年4月1日(水)～令和9年2月12日(金)の期間に実施され、完了する事業

※ただし、審査会までに完了する事業は対象外

対象外事業	・ 財産の形成又は営利を目的とする事業 ・ 宗教活動又は政治的活動を目的とする事業 ・ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業 ・ 単に趣味、会員等の親睦や一部の住民のみの利益追求を目的とする事業 ・ 継続的な地域の行事・祭りなど従来から実施している既存事業 (新たな取組を加えることにより活動の広がりが認められるものを除く。) ・ 同じ内容に対して、国、兵庫県(兵庫県の関連団体や外郭団体を含む。)、市町から補助金・助成金を受けている事業や当該行政機関等からの委託事業(花の種子や苗木等の現物補助を除く。) 過去に同一内容(※)で3回以上補助を受けた事業は対象外となります。 ※事業の実施形態(実施手法)が同じであれば同一内容の事業と見なします。 (例:講演会、研修会、展示会、演奏会、ブース出店イベント、ワークショップ、広報物の発行 など) ただし、別名義の団体での採択回数も団体構成員の半数以上が同じであれば、過去の採択回数に含めます。
-------	---

4 対象経費

応募事業を実施するにあたっての直接的な経費

	補助対象経費	補助対象外経費
謝金	・講演会・研修会の講師謝金、出演団体等への謝礼(上限総額10万円)	・講師等への謝礼で左記上限を超える分 ・団体構成員、協働の相手方の人件費
旅費	・講師旅費:実費弁償かつ上限3万円/回	・団体構成員、協働の相手方に対する交通費(駐車料金も含む)
印刷費	・印刷製本、事業チラシ、会議資料印刷代等	・団体が行う経常的な会議等に係る印刷費
消耗品費	・文具代、活動に資する資材	・備品購入費 ※備品:当該年度補助事業終了後も引き続き保有、使用し得るもの、または取得価格 10 万円以上のもの ・模擬店等において、売ることを目的とした物の材料費 ・参加者への記念品・景品代
通信費	・郵便切手代、郵送料等 (事業期間内に使用したことが確認できるもののみ)	・電話代(携帯電話機器のリースも含む)
保険料	・イベント保険料、ボランティア保険料等	・左記のうち、期間対象外のもの
使用料	・会場施設使用料 ・バス借り上げ料(上限2万5千円/台)	
委託料	・会場設営・撤去、音響・照明、運搬等、事業に必要な業務を専門業者に委託する経費(補助対象経費の1/2を上限)	・委託の相手方が実施団体メンバーのもの
食糧費		・弁当、飲料、茶菓代、食材費等
その他	・事業実施のために必要な経費として、県民局長が適当と認める経費	・団体が行う経常的・日常的な活動経費や維持運営費 ・領収書がない等使途不明なもの ・課税団体の場合、消費税

5 応募方法

(1)募集期間 令和8年4月1日(水)～4月22日(水)

(2)応募書類

応募書類は、東播磨県民局で配布しているほか、東播磨県民局ホームページからダウンロードすることができます。

また、裏面問い合わせ先に返信用切手(110 円)を送付いただければ、応募書類を郵送します。

※ 令和8年4月から6月の間に事業に着手する場合は、「事前着手届」を提出してください。

(3)提出先

東播磨県民局県民躍動室県民課

※ 受付時間:平日9時30分～16時(12時～13時を除く)

※ 提出は原則持参とします。受付時に応募内容について聞き取りを行います。

持参できない場合は事前にご相談ください。

必ず事前に来庁日時を電話にて予約いただきますようお願いします。

6 補助金の決定方法

書類審査、公開発表会を経て、補助団体及び補助金額を決定します。

(1)応募事業公開発表会(6月実施予定)

プレゼンテーション(事業説明、各団体5分程度)をもとに、審査を行います。

公開発表会に参加できない団体は補助を受けることができません。

(2)審査のポイント

- ・ 地域課題を把握し、それに向けた実現可能で具体的な計画により、効果が期待できるか
- ・ 対象とする地域に拡がりがあるか(小学校区域 → 市町域 → 東播磨地域 → 県域)
- ・ 多世代による交流が期待できるか
- ・ 多種多様な団体との協働により、相乗効果が期待できるか
- ・ 新たな取組みがあるなど創意工夫があり、他団体のモデルとなるような事業か
- ・ 事業計画に対し、適切な所要額積算か
- ・ 事業目的の達成に向けて、次年度以降の目標や計画が定まっているか など

7 その他

(1)実績報告書の提出

事業完了後14日以内に、実施報告書を提出してください。

提出期限までに報告書の提出がない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(2)補助金の支払い

提出された実施報告書を確認のうえ、請求書に基づき指定口座へ補助金を振り込みます。

(3)広報

補助事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、ホームページや兵庫県広報誌等で事業内容を紹介させていただきます。



《お問い合わせ先》

兵庫県東播磨県民局県民課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

TEL：(079) 421-9102 (直通)

FAX：(079) 424-9977

《HP》「東播磨地域づくり活動応援事業」で検索！

